



**10月3日(月)から
ふくしの窓口を開設**

福祉総務課 ☎78314098
(ふくしの窓口) ☎77618872

どこに相談したらよいか分からないなど、福祉に関する困りごとや不安に応じ、適切な制度やサービスにつながるふくしの窓口を開設します。
☎平日8時30分～17時 所市役所2階生活支援課⑤番窓口 申電話またはファクスで福祉総務課(ふくしの窓口)へ

**10月以降の公的年金からの
市・県民税の特別徴収税額**

市民税課 ☎77515131
☎77519846

①10月から新たに特別徴収される人／新たに特別徴収の対象になった人は、10月から天引きが開始されます。「納税通知書」2枚目の「公的年金からの特別徴収」欄で、10月以降の税額を確認してください。

②8月以前から特別徴収されている人／10月から徴収税額が変更される場合があります。「公的年金等所得に係る特別徴収税額の決定通知書」の「(2)令和4年度公的年金特別徴収税額」、または「納税通知書」2枚目の「公的年金からの特別徴収」欄で、

10月以降の税額を確認してください。 ※①②に関わらず、税額変更などにより、通知書が複数届いている人は最新の通知書を確認してください。

障害年金

保険年金課 ☎77551317
☎77519827
大宮年金事務所 ☎65213399

公的年金制度には、老後の生活を支える「老齢年金」の他、不慮のけがや病気などで障害の状態になったときの「障害年金」があります。

障害年金は、障害の原因となったけがや病気で初めて病院を受診した日(初診日)に加入していた年金制度によって、種類が異なります(下表参照)。**【受給要件】**次の①～③の全てに該当する人 ①年金制度加入中に初診日がある(初診日が20歳前または60歳以上65歳未満の年金未加入期間中の人は障害基礎年金の対象) ②一定の障害の状態にある ③保険料納付要件を満たしている **【年金額】**1級障害／97万2,250円 2級障害／77万7,800円(令和4年度) ※障害厚生年金の年金額は、厚生年金加入期間中の報酬額と加入期間で算出されます。障害年金の等級は「障害者手帳の等級」とは異なりま

す。また、配偶者や子どもがいるときは、前記の金額に一定額が加算される場合があります。申本人または家族が大宮年金事務所または保険年金課に相談

| 加入していた年金制度 | 障害年金の種類 | 問い合わせ先 |
|--|------------|------------------------------------|
| 国民年金 ・第1号被保険者 ・初診日が20歳前または60歳以上65歳未満の期間にあたる人 ・第3号被保険者 | 障害基礎年金 | 保険年金課(年金担当)・大宮年金事務所 大宮年金事務所 |
| 厚生年金 | 障害厚生年金 | 大宮年金事務所 |
| 厚生(共済)年金 | 障害厚生(共済)年金 | 各共済組合 |

**国民年金保険料
付加年金制度のご利用を**

保険年金課 ☎77515137
☎77519827

国民年金の月額保険料(令和4年度／1万6,590円)に付加保険料(1月当たり400円)を加えて納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘

せされ、より多くの年金額が受給できます。付加年金の上乗せ額は年額で「200円×付加保険料納付月数」です。 ※付加保険料は、申し出た月から納付できます。 ☎20歳以上60歳未満の第1号被保険者(自営業者、フリーター、学生など)と任意加入被保険者 ※65歳以上の任意加入被保険者や納付を免除された人、国民年金基金の加入者は除きます。 ☎マイナンバーカード(またはマイナンバー)の分かる物と自動車運転免許証などの本人確認ができる物、年金手帳または基礎年金番号通知書 申直接、保険年金課へ

**特定健診(国保加入者)・後期
高齢者健診の受診はお早めに**

保険年金課特定健診 ☎78216494
(後期高齢者健診) ☎77515125
☎77519827

令和4年度の特定健診、後期高齢者健診は、10月31日(月)までです。受診には、受診券が必要です。再発行を希望する人は、直接または電話で、保険年金課へ連絡してください(再発行は平日だけ)。 ※(土)に受診できる医療機関もあり ます。詳しくは、各医療機関に問い合わせてください。



片品村との森林整備の実施に関する協定を締結

環境政策課
TEL 775-6925
FAX 775-9872

8月25日、「上尾市と片品村との森林整備の実施に関する協定」を締結しました。この協定は、上尾市の二酸化炭素排出量を群馬県片品村の森林整備による吸収量で相殺する「カーボンオフセット」を行うものです。片品村と共同で片品村武尊山の森林の一部を「あげおの森」として整備する予定です。



畠山市長(左)と梅澤片品村長

あげおの森

未整備森林を健全化し、二酸化炭素の吸収を促進するとともに、森林を活用した環境学習の機会や相互の交流の促進の場となる森を目指します。

【所在地】群馬県利根郡片品村大字花咲字武尊山2797-2 【面積】5.64㍏

ストップ！滞納 滞納整理強化期間(10～12月)

納税課
TEL 775-5194
FAX 775-9846

■市税の滞納整理強化期間

上尾県税事務所と連携して、10～12月を「滞納整理強化期間」と定め、徴収対策を集中的に進めています。やむを得ない理由で市税を納期限内に納付できない場合は、放置せずに必ず納税課に相談してください。

■滞納整理とは

預(貯)金・給与・生命保険・不動産などを差し押さえ、換価(金銭に換えること)し、税金に充当することをいいます。

■差し押さえの実施

払えるのに払わない滞納者に対する徴収対策を強化しています。特に、遊興費、借入金返済、住宅・自動車ローン返済や貯蓄などを優先している人には、「財産調査」や「財産の差し押さえ」を徹底して実施しています。

◆差し押さえの実績

| 年度 | 件数 | 差押税額 |
|-----|-----|----------------|
| R 3 | 939 | 3億1,084万7,350円 |
| R 2 | 826 | 3億292万6,846円 |

■延滞金の徴収

延滞金は、納期限内に納付している人との公平性を保つために課されるものです。納付日までの日数に応じて14.6㍏以内(納期限の翌日から1カ月経過する日まで7.3㍏以内)の利率で計算されます。

■不動産公売

滞納が解消されない場合には、やむを得ず、不動産を差し押さえて公売を行う場合もあり、未納の税金に充てています。

■自動音声による電話催告

自動音声で、(土)日や夜間も未納のお知らせと納付のお願いを実施しています。

滞納処分の流れ

納期限の経過

督促状の発送

財産の調査
(調査先例)
勤務先／取引先
金融機関／保険会社
自宅・事務所

財産の差し押さえ

市税の滞納に充てる

完納へ

■口座振替のご利用を

「便利で確実」な口座振替による納付をお勧めしています。一度手続きをすると毎年自動的に継続され、納期限日に指定口座から自動で納税されるため、確実に納期限内納付ができます。延滞金のリスクを減らしましょう。※口座振替依頼書は、市内の金融機関、市役所の窓口にある他、市ホームページからダウンロードもできます。

■ペイジー口座振替受付サービス

市役所窓口で、口座名義人本人が、対象金融機関のキャッシュカードを専用端末に通し、暗証番号を入力することで、通帳印なしで、口座振替の申し込みができます。利用できる税金や金融機関は、納税課へ問い合わせてください。※生体認証付きキャッシュカード、法人カード、家族カード、クレジットカード一体型カードなど種類により利用できない場合があります。使用できるカードは金融機関に問い合わせてください。

■スマートフォン納付

スマートフォンの各アプリ(au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayPay、モバイルレジ<ネットバンキング・クレジットカード>)で納付ができるサービスです。



市ホームページ

**国保・後期高齢者医療
傷病手当金の期間延長**

保険年金課 国保給付担当 ㊟78216481
 (高齢者医療担当) ㊟77515125
 ㊟77519827

市国民健康保険(国保)または県後期高齢者医療制度(後期高齢者医療)の加入者で、給与の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルスに感染して仕事を休んだ場合などに支給される傷病手当金の適用期間が、12月31日(土)まで延長されました。

中小・小規模事業者 原油価格・物価高騰等対策支援金の申請はお早めに

支援金事務局 ㊟0501686517082

電気・ガス料金、燃油価格などの高騰に直面する市内中小・小規模事業者に対し、支援金を支給します。
 ㊟市内の中小・小規模事業者 【支援額】法人／5万円 個人事業主／2万5千円 ㊟10月31日(月)まで(当日消印有効) ※詳しくは、案内チラシ(市役所1階、各支所・出張所、上尾商工会議所など)にある。または上尾商工会議所ホームページ(㊟)ps://www.ageocci.or.jp) <

新型コロナワクチン関連情報

9月14日現在の情報です。最新情報は市ホームページをご覧ください。



市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
 ㊟0570-002-203(毎日9～17時)

接種費用：無料

市ホームページ

ワクチン接種期間の延長

オミクロン株対応ワクチンの接種開始などを踏まえ、新型コロナウイルスワクチンの接種期間が**令和5年3月31日(金)まで延長されました。**

オミクロン株対応ワクチン

少なくとも2回目接種または3・4回目接種を完了した12歳以上の人を対象に、オミクロン株対応ワクチン(2価ワクチン)の接種を実施します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対下表のとおり 【ワクチンの種類】ファイザー社製(12歳以上)またはモデルナ社製(18歳以上) 【接種回数】1回

| 対象者 | 接種開始の目安 | 接種券 |
|---|---------|---|
| ① 4回目未接種で次の(1)～(3)のいずれかに該当する人 (1)60歳以上の人 (2)18歳以上で基礎疾患などを有する人 (3)医療従事者など | 9月26日以降 | すでに送付済みの3・4回目接種券をそのままご利用ください 紛失した人の再発行申請 |
| ② 3回目未接種の人 | | |
| ③ 3回目接種を完了した人で、①に該当しない人 | 10月中旬以降 | 前回接種から 5カ月経過 をめどに送付します |
| ④ 4回目接種を完了した人 | | |

小児への追加接種

5～11歳の人に**2回目接種から5カ月経過**をめどに接種券を順次送付しています。接種券が届き次第、予約できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



乳幼児への接種

国では、乳幼児(6カ月～4歳)への新型コロナワクチン接種を検討しています。詳しい内容は、情報が分かり次第、市ホームページなどでお知らせします。

接種後の副反応

接種した医療機関やかかりつけ医、埼玉県の「新型コロナワクチン接種の専門相談窓口」(㊟0570-033-226(毎日24時間))へ相談してください。

予防接種健康被害救済制度

申請を検討している人は個別に相談を受け付けます。
 ㊟電話で事前連絡の上、西保健センターへ ㊟西保健センター㊟774-1411(平日8時30分～17時)

ワクチン接種は強制ではありません。職場や周りの人などに接種を強制することや接種の有無で差別的な扱いをすることのないようお願いします。



スポーツの秋

過ごしやすい気候となり、体を動かすには良い季節になりました。

去る8月27日、スポーツ健康都市宣言を記念した「健康スポーツ体験会」を市民体育館で開催いたしました。当日は多くの皆さまにご来場いただきましたこと、大変うれしく思います。スポーツ体験教室に参加していた親子が、目を輝かせながら楽しんでいる姿がほほ笑ましく、とても印象に残りました。

私も、手のひらをセンサーに当てるだけで野菜摂取レベルが測定できる「ベジチェック」を体験し、食生活の重要性に改めて気付かされました。

また、10月9日(日)には、上尾運動公園で「市民体育祭」が開催されます。体育祭コーナーの他、今



野菜摂取レベルを測定



円盤を投げて競うアキュラシー

回、新たにボルダリングをはじめ、ノルディックウォーキングやアキュラシーなどの体験コーナーを設けています。お子さまとも一緒に楽しむことができますので、一緒に汗を流してみませんか。当日は体脂肪の測定や健康相談も実施しておりますので、ご自身の体の状態を把握してみましょう。

ことは上尾シティハーフマラソンが3年ぶりに帰ってきます。スポーツ健康都市を掲げる上尾市としては、さまざまな機会を通じて、市民の皆さまがスポーツと関わりを持ち、楽しみながら食や健康への意識醸成も図れるよう目指してまいります。

市長 富士山 稔

市有地の売払い

施設課 ☎775-5115・☎775-9819

【物件の概要】所在地/須ヶ谷一丁目44番、地目/田、面積/598平方メートル **【価格】**入札案内書を参照 ※入札案内書(一般競争入札執行要領、物件調書、入札参加申込書など)は、10月3日(月)から施設課と各支所・出張所で配布します。市ホームページにも掲載します。 **【入札方法】**一般競争入札 **【入札日】**10月26日(水) **【入札場所】**市役所4階401会議室 **申**10月3~24日(月)9~17時に直接、施設課へ



消防広域化に伴う伊奈町消防車両の市内調査

消防総務課 ☎775-1500・☎775-2230

上尾市と伊奈町では、両市町の住民に、より良い消防サービスを提供できるよう、令和5年4月1日(土)からの消防広域化スタートに向けてさまざまな準備を行っています。広域化開始後、円滑に消防の任務を行うために両市町が互いの地理や消防水利(消火栓、貯水槽など)の調査を行います。伊奈町の消防車や救急車が市内を走行するので、ご理解とご協力をお願いします。 **時**10月1日(土)~令和5年3月31日(金) **【調査場所】**市内全域



消防水利の調査

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

人事行政運営状況

職員課 ☎775-5112・☎775-9819

市職員の給与や勤務状況などを公表します。特に記述のないものは、令和4年4月1日現在の状況です。

1 職員の任免と職員数に関する状況

■ 職員の採用及び退職状況 (単位:人)

| 区分 | 採用 | 退職 |
|------------|---------|---------|
| 事務職 | 13 (5) | 14 (5) |
| 土木 | 1 (0) | 1 (0) |
| 機械 | 1 (0) | 1 (0) |
| 建築 | 2 (0) | 2 (1) |
| 化学 | 1 (0) | 1 (0) |
| 電気 | 1 (0) | 1 (0) |
| 栄養士 | 0 (0) | 1 (1) |
| 保育士 | 5 (5) | 9 (9) |
| 看護師 | 1 (1) | 1 (1) |
| 消防士 | 8 (0) | 8 (0) |
| 指導主事 | 9 (3) | 9 (2) |
| 技能労務職 | 3 (3) | 7 (5) |
| 小計 | 45 (17) | 55 (24) |
| 再任用(フルタイム) | 13 (7) | 3 (0) |
| 計 | 58 (24) | 58 (24) |

※採用は令和3年4月2日～令和4年4月1日、退職は令和3年度中の職員数です。
※()内は女性職員数で、内数です。
※再任用職員の任期は1年です。

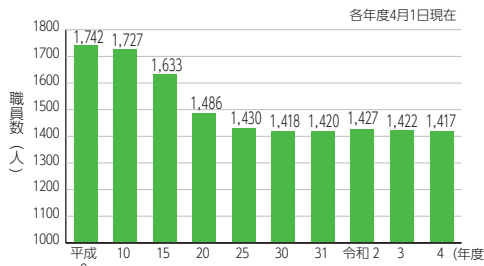
■ 職位別任用状況 (単位:人)

| 区分 | 職員数 | うち昇格者 |
|-----|----------|--------|
| 部長級 | 13 (0) | 2 (0) |
| 次長級 | 23 (2) | 5 (0) |
| 課長級 | 165 (33) | 13 (5) |

※()内は女性数で、内数です。

■ 職員数の推移

令和4年度の職員数は1,417人で、最多だった平成8年度の1,742人より325人減少しました。



■ 一般行政職の級別職員数

| 区分 | 職員数(人) | 構成比(%) |
|---------|--------|--------|
| 7級 部長級 | 9 | 1.4 |
| 6級 次長級 | 15 | 2.3 |
| 5級 課長級 | 94 | 14.3 |
| 4級 副主幹級 | 85 | 12.9 |
| 3級 主査級 | 104 | 15.8 |
| 2級 主任級 | 252 | 38.3 |
| 1級 主事級 | 99 | 15.0 |
| 合計 | 658 | 100.0 |

■ 部門別職員数の状況 (単位:人)

| 部門 | 区分 | R2 | R3 | R4 |
|-------|-------|-------|-------|-----|
| 一般行政 | 議会 | 12 | 11 | 11 |
| | 企画総務 | 217 | 220 | 222 |
| | 税務 | 66 | 65 | 64 |
| | 民生 | 367 | 367 | 369 |
| | 衛生 | 92 | 96 | 94 |
| | 労働 | 2 | 2 | 2 |
| | 農林水産 | 13 | 13 | 13 |
| | 商工 | 6 | 6 | 6 |
| | 土木 | 102 | 97 | 92 |
| | 小計 | 877 | 877 | 873 |
| | 特別行政 | 教育 | 159 | 155 |
| 消防 | | 268 | 267 | 267 |
| 小計 | | 427 | 422 | 418 |
| 公営企業等 | 123 | 123 | 126 | |
| 合計 | 1,427 | 1,422 | 1,417 | |

※職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員、再任用フルタイムなどを含み、臨時や非常勤職員を除きます。

2 職員の人事評価の状況

能力・意欲評価及び実績評価を実施しました。

3 職員の給与の状況

■ 令和3年度 人件費の状況 (普通会計決算)

| 住基人口 (年度末) | 歳出額 (A) | 人件費 (B) | 人件費率 (B/A) | 過去の人件費 |
|------------|-----------------------|-----------------------|------------|---|
| 230,385人 | 754億 8,057万 6千円 | 118億 4,417万 4千円 | 15.7% | (H31) 111億5,152万1千円 (R2) 120億2,758万円 |

※人件費は特別職(市長・議員など)に支給する報酬などを含みます。
※人件費は令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことにより旧臨時職員(パートタイム職員)などの経費を含んだ額になっています。従来は、物件費等に計上されていました。

■ 平均給料月額

| 区分 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
|-------|----------|-------|
| 一般行政職 | 315,810円 | 41.3歳 |
| 技能労務職 | 322,884円 | 50.6歳 |

■ 初任給額

| 区分 | 給料月額 | |
|-------|------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 188,700円 |
| | 高校卒 | 160,100円 |

■ 経過年数別・学歴別平均給料額

| 区分 | 経過年数 | 10年 | 15年 | 20年 |
|-------|------|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 268,086円 | 306,277円 | 354,900円 |
| | 高校卒 | 該当者なし | 270,500円 | 297,433円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 該当者なし | 該当者なし | 該当者なし |

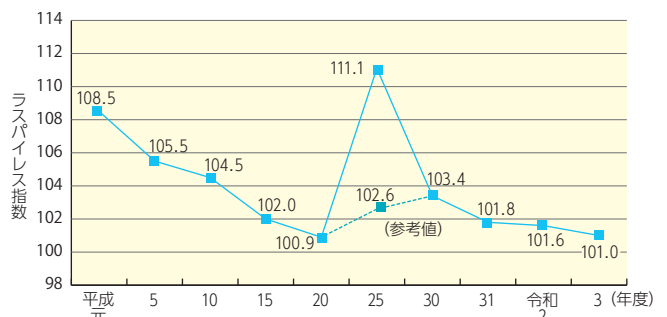
■ 令和3年度 職員給与費の状況 (普通会計決算)

| 職員数 (A) | 給与費 | | | | 1人当たり (B/A) |
|---------|----------------------|----------------------|----------------|----------------------|-------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤働手当 | 計 (B) | |
| 1,290人 | 45億 8,684万 3千円 | 11億 5,435万 4千円 | 19億 1,671万円 | 76億 5,790万 7千円 | 593万 6千円 |

※職員手当には退職手当を含みません。
※職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

■ ラスパイレス指数の推移

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



※参考値とは、平成25年度の国家公務員の時限的な給与改定特別法による措置がないとした場合の数値です。

■職員手当の状況

| 毎月決まって支給 | 扶養手当 | 住居手当 | 通勤手当 | |
|----------|--|---|--|---|
| | ①配偶者／6,500円 ②子／10,000円 ③その他／6,500円 ※6級職員は、配偶者とその他は3,500円です。 ※7級職員については、配偶者とその他は非支給となります。 ※満16～22歳の子1人につき5,000円加算されます。 | | 借家の者／28,000円(上限) | ①交通機関利用者／運賃相当額 ②交通用具利用者／通勤距離に応じて算出した額 |
| | 管理職手当 | 地域手当 | | |
| | 課長相当職以上の管理職職員に支給する手当 | 地域における民間の賃金水準や物価などの事情を考慮して支給する手当(給料、扶養手当、管理職手当の総額の6%) | | |
| 実績に応じて支給 | 時間外勤務手当 | 特殊勤務手当 | | |
| | 正規の勤務時間外に勤務したときに支給する手当 ※他に、夜間勤務手当、休日勤務手当があります。 | 危険、不快な業務など特殊な業務に従事する職員に対して支給する手当 | | |
| | 管理職員特別勤務手当 | | | |
| | 課長相当職以上の管理職職員が、週休日や平日深夜などに行う突発的業務に対して支給する手当 | | | |
| 臨時に支給 | 期末・勤勉手当 | 退職手当 | | |
| | 年間支給率／4.3月(2.25月) ※支給額の算定には、職制上の段階、職務の級などによる算定基礎の加算措置があります。 ※()は、再任用職員に係る支給割合です。 | 勤続年数 20年 25年 35年 最高限度 | 自己都合 19.669500月分 28.039500月分 39.757500月分 47.709000月分 | 勸奨・定年 24.586875月分 33.270750月分 47.709000月分 47.709000月分 |

※退職手当の支給率については、令和3年度中の退職者が対象になっています。

■特別職の報酬などの額

| 区分 | 報酬 | 期末手当 | 費用弁償 |
|-------|----------|---|---------------------------|
| 市長 | 900,000円 | 年間支給率／4.3月 ※支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。 | — |
| 副市長 | 750,000円 | | |
| 教育長 | 695,000円 | | |
| 議長 | 505,000円 | | |
| 副議長 | 460,000円 | | |
| 常任委員長 | 445,000円 | | |
| 議員 | 435,000円 | | |
| | | | 議会本会議・各委員会に出席／1日につき2,000円 |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

■勤務時間の概要

| 1週間の勤務時間 | 勤務時間の割り振り | | | |
|----------|-----------|---------|------|---------|
| 38時間45分 | 始業 | 終業 | 休憩時間 | 週休日 |
| | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 60分 | (土)・(日) |

■年次有給休暇の取得状況(令和3年度)

平均取得日数／12.2日

※1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰り越し分を含めると最高40日間です。

■時間外勤務の状況(令和3年度)

平均時間外勤務時間数／年間143.3時間

5 職員の休業に関する状況

■育児休業等の取得状況(令和3年度)

育児休業取得者数／87人(うち新規35人)
 部分休業取得者数／40人(うち新規16人)

6 職員の分限及び懲戒処分

■分限処分(令和3年度)…21人(病気休職21人)

■懲戒処分(令和3年度)…1人(戒告1人)

7 職員のサービスの状況

■職員の守るべき義務の概要

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び上尾市職員の退職管理に関する条例の規定に基づく元職員の再就職に関する届出が1件ありました。

9 職員の研修の状況

令和3年度に実施した研修は合計で80コースあり、延べ研修修了人数は959人です。

| | | |
|------|------|-----------------|
| 基本研修 | 472人 | 昇任・昇格時などに実施 |
| 特別研修 | 373人 | 人権・契約実務など |
| 派遣研修 | 79人 | 国・県の研修機関や民間派遣など |
| 自主研修 | 35人 | 通信教育、自主研修グループなど |

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

■埼玉県市町村職員共済組合負担金など(令和3年度)

15億8,472万円

■公務災害等の発生状況(令和3年度)

公務災害／10件 通勤災害／2件

11 公平委員会の業務の状況

■勤務条件に関する措置の要求の状況

令和3年度に新たに提起された措置の要求はありませんでした。また、令和2年度以前に提起された措置の要求で審査を継続したものもありませんでした。

■不利益処分に関する審査請求の状況

令和3年度に新たに提起された審査請求はありませんでした。また、令和2年度以前に提起された審査請求で審査を継続したものもありませんでした。